

平成29年度
青森県特別職報酬等審議会

第1回審議会
＜説明資料＞

青森県特別職報酬等審議会について

1. 審議会設置の趣旨

知事及び副知事の給料並びに議員報酬の額の改定に当たっては、「青森県特別職報酬等審議会設置条例」の規定により、「青森県特別職報酬等審議会」の意見を聴くこととされていることから、審議会を設置することとしたものです。

○青森県特別職報酬等審議会設置条例【抜粋】（昭和39年7月青森県条例第82号）
（設置）

第1条 知事の諮問に応じ、県議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について審議するため、青森県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（諮問）

第2条 知事は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

別添資料 P 1

2. 審議事項

- (1) 知事及び副知事の給料、議員報酬の額 ※条例の規定による諮問事項
- (2) 知事及び副知事の給料、議員報酬の額の改定時期
- (3) 知事及び副知事の退職手当

3. 審議スケジュール

- 第1回 平成29年10月11日（水）
- 第2回 平成29年11月 6日（月）
- 第3回 平成29年12月11日（月）
- 答 申 平成29年12月（予定）

4. 条例提案

答申を踏まえ、改正条例案を2月定例議会に提案する予定です。

特別職と一般職について

1. 特別職と一般職の区分

地方公務員は、特別職と一般職に分けられ、特別職は次に掲げる職であり、一般職は特別職に属する職以外は一切の職です。

（青森県の主な特別職）

知事、副知事、議会議員、病院事業管理者、教育長、各種委員会の委員 等

2. 給与等の改定

(1) 一般職

一般職の給与については、人事委員会から示される「職員の給与に関する勧告及び報告」等に基づき、改定しています。

(2) 特別職

特別職の給与については、その職務の特殊姓に応じて定められるべきものであることから、一般職の給与改定に伴い、自動的に引上げ改定等を行うことは適当ではなく、また、審議会の審議を経て決定することとされています。

○特別職の報酬等について（昭和48年12月10日自治給第77号自治省行政局公務員部長通知）【抜粋】

特別職の報酬等は、その職務の特殊姓に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものであり、したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するばかりでなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意されたい。

別添資料 P 3

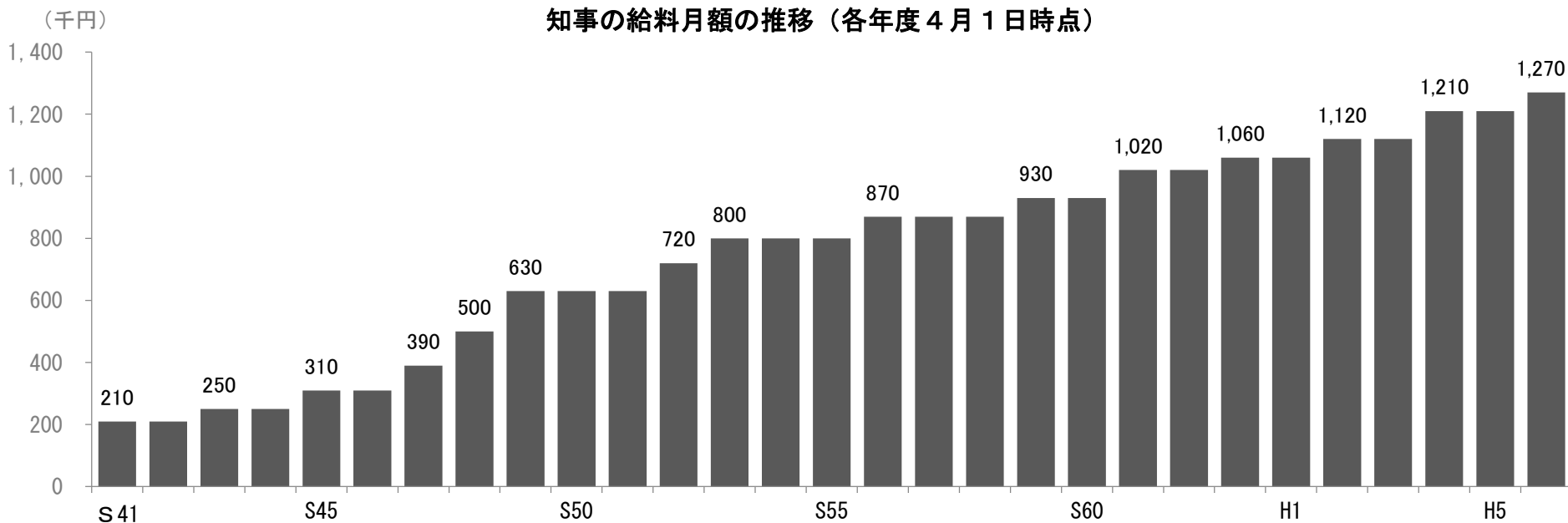
平成5年度までの知事の給料等の推移

これまでの改定の状況

別添資料P7

知事等の給料及び議員報酬の額については、平成5年度まで概ね2年に1度改定してきました。

知事の給料月額推移（各年度4月1日時点）



<平成5年度の改定内容（平成5年12月1日適用）>

知事	1,210,000円	⇒	1,270,000円	(+60,000円)
副知事	920,000円	⇒	970,000円	(+50,000円)
議長	860,000円	⇒	910,000円	(+50,000円)
副議長	770,000円	⇒	810,000円	(+40,000円)
議員	740,000円	⇒	780,000円	(+40,000円)

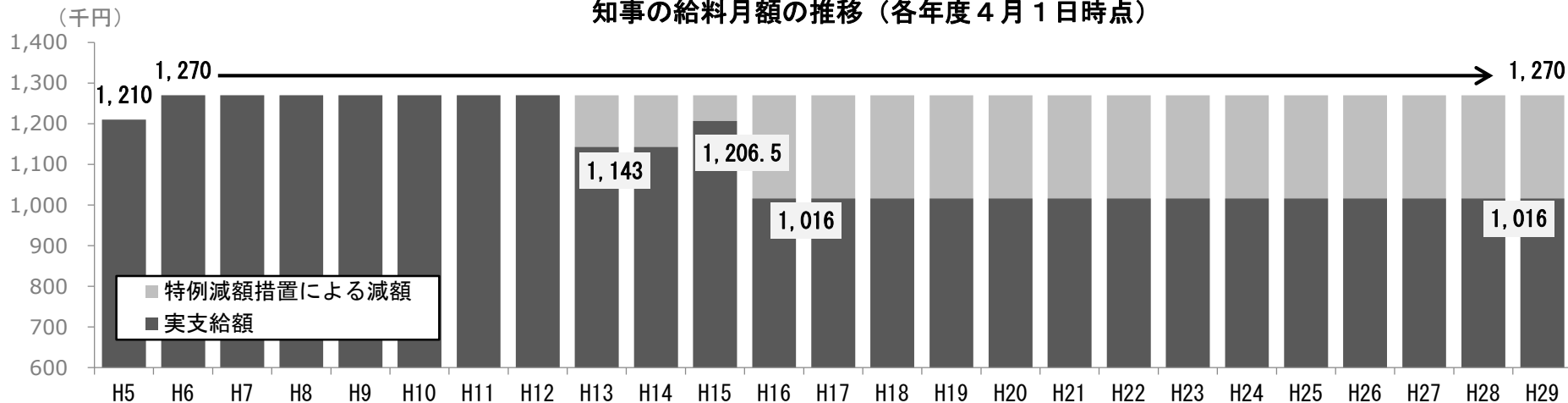
平成6年度以降の知事の給料等の状況

平成6年度以降の状況

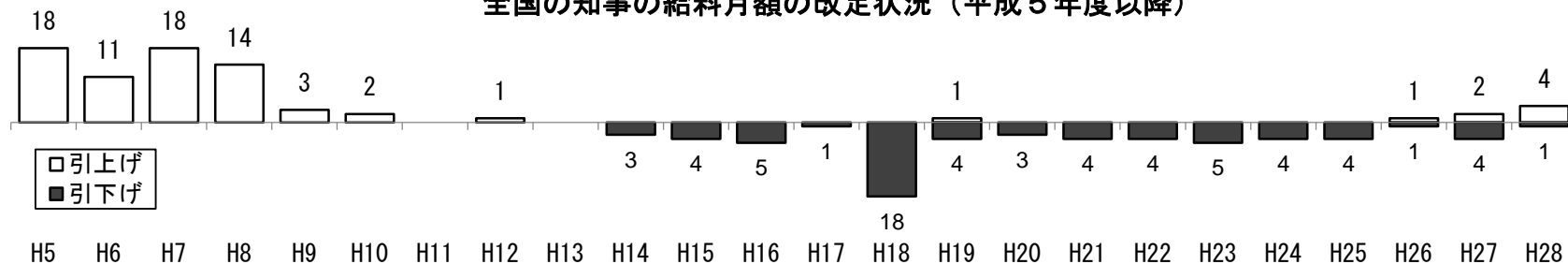
知事等の給料及び議員報酬の額については、他都道府県における改定の状況、県内の経済情勢、知事の給料等の特例減額など、その時々における諸事情を総合的に考慮し、平成6年度以降改定を行っていないところではあります。

しかしながら、前回の改定から長期間経過し、この間に、多くの団体（43団体）において改定を行っているなど、知事の給料等を取り巻く状況が変化してきており、知事等の給料及び議員報酬の額について検討すべき時期にきていると考えられることから、審議会を設置することとしたものです。

知事の給料月額推移（各年度4月1日時点）



全国の知事の給料月額の改定状況（平成5年度以降）



知事の給料等の現状

条例で規定されている知事等の給料及び議員報酬等の状況は以下のとおりです。

- ・ 知 事 給料月額 1,270,000円（全国29位、東北3位）
 （期末手当を含む年間給与 20,857千円）
- ・ 副知事 給料月額 970,000円（全国34位、東北3位）
 （期末手当を含む年間給与 15,930千円）
- ・ 議 長 報酬月額 910,000円（全国39位、東北3位）
 （期末手当を含む年間給与 14,945千円）
- ・ 副議長 報酬月額 810,000円（全国43位、東北3位）
 （期末手当を含む年間給与 13,303千円）
- ・ 議 員 給料月額 780,000円（全国28位、東北3位）
 （期末手当を含む年間給与 12,810千円）

知事の給料等の改定の際の考慮事項

1. 知事の給料等の改定の際の考慮事項

給与改定を行う場合は、以下の諸事情等を総合的に考慮して改定を行うこととされています。

- ① 国家公務員の特別職の職員の給与改定の状況
- ② 当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯
- ③ 当該地方公共団体の一般職の職員の給与改定の状況
- ④ 他の地方公共団体との均衡

○地方公務員の給与制度の改正について（昭和36年2月11日自治乙公発第2号自治事務次官通知）【抜粋】

第2 地方公務員の給与改定について

1 給与改定の基本方針

(2) 特別職の地方公務員の給与改定を行なう場合には、次の諸事情などを総合的に考慮し、適正な改定を行なうこと。

ア 国家公務員の特別職の職員の給与改定

イ 各地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯

ウ 各地方公共団体の一般職の職員の給与改定の取扱い

エ 他の地方公共団体との均衡

別添資料 P 5

2. 審議会において参考とする事項

審議会においては、以下の事項等を踏まえ審議することとされています。

- ① 人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額
- ② 当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯
- ③ 一般職の職員の給与改定の状況等

○特別職の職員の給与について（昭和43年10月17日自治給第94号自治省行政局長通知）【抜粋】

二 特別職報酬等審議会について

3 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少なくともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において十分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

別添資料 P 2

他団体における改定の考え方

・知事の給料の改定の考え方

知事の給料は、諸事情を総合的に考慮して改定することとされていますが、他団体において、直近の知事の給料月額を改定した際に、特に考慮した事情（複数回答）の1つとして最も多かったのは「当該団体の一般職の給料」で36団体となっています。

次に多いのは「他団体の知事の給料」で26団体となっており、その内訳は「全都道府県」が11団体、「財政規模類似団体」が10団体、「近隣団体」が8団体などとなっています。

また、「国の特別職の俸給」は10団体となっています。

<直近の知事の給料月額の改定の際に特に考慮した事情（複数回答）>

特に考慮した事情		団体数
当該団体の一般職の給料		36団体
他団体の知事の給料		26団体
全都道府県の水準		11団体
類似団体の水準	人口規模	7団体
	財政規模	10団体
	その他	2団体
近隣団体の水準		8団体
国の特別職の俸給		10団体
その他		5団体

・副知事の給料及び議員報酬の改定の考え方

副知事の給料及び議員報酬については、知事と同様の改定率により改定を行っている団体が、副知事：40団体、議員報酬：33団体となっています。

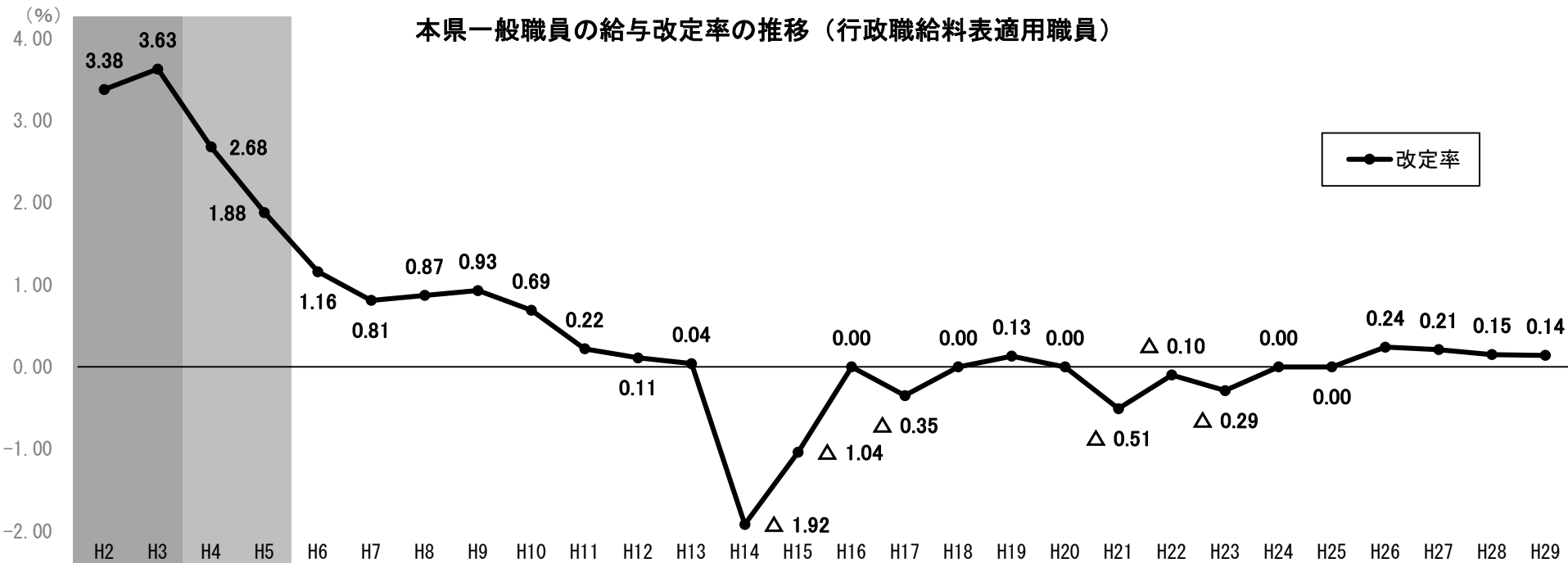
本県一般職員の給与改定率の推移

平成6年度以降の状況

別添資料P16

平成6年度以降は引上げ幅が縮小傾向となり、平成14年度に初めて給料表の引下げが行われています。それ以降、マイナス改定又は据置き傾向が続いていましたが、平成26年度以降はプラス改定が続いています。

本県一般職員の給与改定率の推移（行政職給料表適用職員）

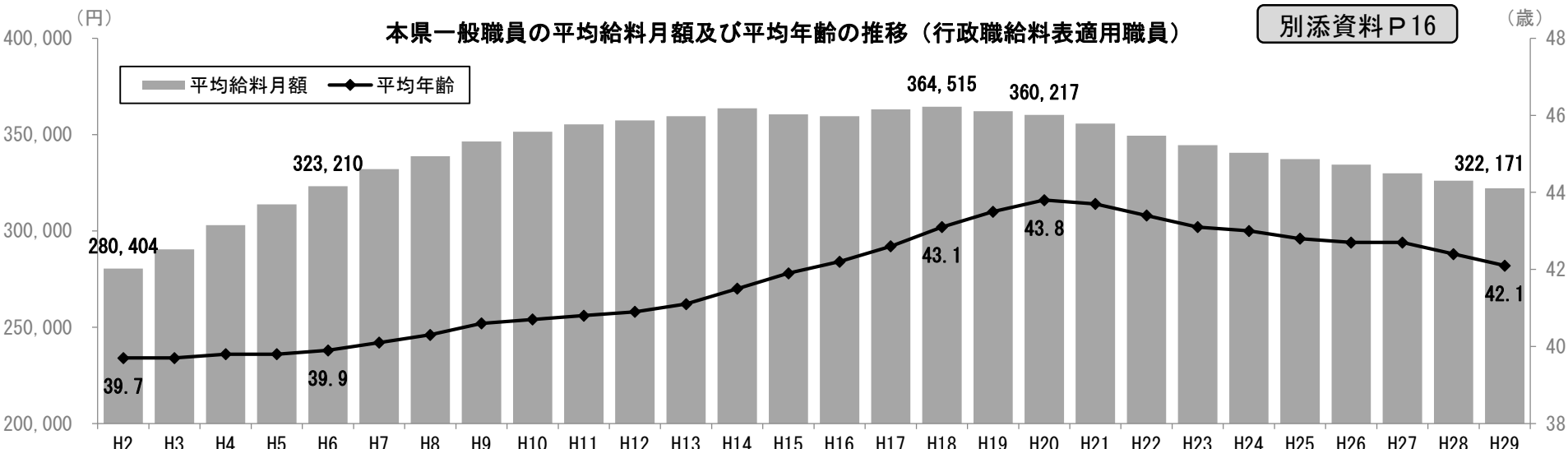


<平成6年度以降の累積改定率>

年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
改定率 (%)	1.16	0.81	0.87	0.93	0.69	0.22	0.11	0.04	△1.92	△1.04	-	△0.35	-	0.13	-	△0.51	△0.10	△0.29	-	-	0.24	0.21	0.15	0.14
累積改定率	1.45%																							

本県一般職員の平均給料月額の推移

平成6年度以降の給与改定率を積上げた累積改定率は1.45%となっていますが、平成18年度の「給与構造改革」や平成27年度の「給与制度の総合的見直し」により、通常の給与改定とは別に給与水準が見直されたこと、55歳を超える職員の昇給抑制が行われたこと等の理由により、若年層の給料月額は増額となっているものの、中堅層以上の職員の給料月額は減額となっています。



【参考】初任給（大卒程度）及び職位別平均給料月額の様況

	平成6年4月1日		平成29年4月1日		変動額 (円)	変動率 (%)
	給料月額 (円)	平均年齢 (歳)	給料月額 (円)	平均年齢 (歳)		
初任給	164,900		179,200円		+ 14,300	+ 8.67
主幹級	381,347	45.7	367,781円	47.0	△ 13,566	△ 3.56
課長級	471,567	53.2	428,462円	55.6	△ 43,105	△ 9.14
部長級	545,029	54.5	496,963円	57.1	△ 48,066	△ 8.82

他団体の知事の給料等の状況 ①全都道府県

	団体名	給料月額（円）		報酬月額（円）		
		知 事	副知事	議 長	副議長	議 員
A	青 森 県	1,270,000	970,000	910,000	810,000	780,000
B	全国平均（本県除く）	1,295,000	1,015,457	1,007,848	900,522	828,543
A - B	差 額	△ 25,000	△ 45,457	△ 97,848	△ 90,522	△ 48,543

別添資料P9～13

他団体の知事の給料等の状況 ②東北各県

	団体名	適用年月日	給料月額（円）		報酬月額（円）		
			知 事	副知事	議 長	副議長	議 員
A	青森県	平成 5. 12. 1	1, 270, 000	970, 000	910, 000	810, 000	780, 000
	岩手県	28. 4. 1	1, 230, 000	950, 000	890, 000	800, 000	770, 000
	宮城県	18. 4. 1	1, 310, 000	1, 020, 000	1, 020, 000	910, 000	840, 000
	秋田県	18. 7. 1	1, 210, 000	930, 000	910, 000	810, 000	780, 000
	山形県	18. 4. 1	1, 212, 000	933, 000	867, 000	774, 000	746, 000
	福島県	7. 10. 1	1, 320, 000	1, 030, 000	1, 010, 000	900, 000	830, 000
B	東北平均（本県除く）		1, 256, 400	972, 600	939, 400	838, 800	793, 200
A - B	差 額		+ 13, 600	△ 2, 600	△ 29, 400	△ 28, 800	△ 13, 200

別添資料 P 14

他団体の知事の給料等の状況 ③人口類似団体

<人口類似団体>

本県の人口（1,338,465人（H28.1.1現在 全国31位））を基準とし、±10%以内の団体を抽出しています。

類似団体：岩手県、滋賀県、奈良県、山口県、愛媛県、長崎県、沖縄県

	団体名	人口 【H28.1.1】 (人)	適用年月日	給料月額（円）		報酬月額（円）		
				知事	副知事	議長	副議長	議員
A	青森県	1,338,465	平成5.12.1	1,270,000	970,000	910,000	810,000	780,000
	岩手県	1,289,470	28.4.1	1,230,000	950,000	890,000	800,000	770,000
	滋賀県	1,419,863	27.8.1	1,250,000	980,000	980,000	850,000	800,000
	奈良県	1,387,818	23.12.1	1,214,000	947,000	965,000	843,000	778,000
	山口県	1,419,781	20.4.1	1,290,000	1,020,000	980,000	880,000	840,000
	愛媛県	1,415,997	8.4.1	1,320,000	1,010,000	970,000	870,000	820,000
	長崎県	1,404,103	18.8.1	1,260,000	990,000	990,000	880,000	800,000
	沖縄県	1,461,231	25.4.1	1,230,000	970,000	980,000	840,000	750,000
B	類似団体平均（本県除く）			1,256,286	981,000	965,000	851,857	794,000
A - B	差 額			+ 13,714	△ 11,000	△ 55,000	△ 41,857	△ 14,000

別添資料P15

他団体の知事等の給料等の状況 ④標準財政規模類似団体

○標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標です。

<標準財政規模類似団体>

本県の標準財政規模（3,957億円（平成27年度 全国26位））を基準とし、±10%以内の団体を抽出しています。

類似団体：岩手県、三重県、山口県、愛媛県、長崎県、沖縄県

	団体名	標準財政規模 【27年度】 (億円)	適用年月日	給料月額（円）		報酬月額（円）		
				知事	副知事	議長	副議長	議員
A	青森県	3,957	平成5.12.1	1,270,000	970,000	910,000	810,000	780,000
	岩手県	4,065	28.4.1	1,230,000	950,000	890,000	800,000	770,000
	三重県	4,329	19.4.1	1,280,000	1,010,000	1,020,000	900,000	830,000
	山口県	3,797	20.4.1	1,290,000	1,020,000	980,000	880,000	840,000
	愛媛県	3,580	8.4.1	1,320,000	1,010,000	970,000	870,000	820,000
	長崎県	3,920	18.8.1	1,260,000	990,000	990,000	880,000	800,000
	沖縄県	3,691	25.4.1	1,230,000	970,000	980,000	840,000	750,000
B	類似団体平均（本県除く）			1,268,333	991,667	971,667	861,667	801,667
A - B	差 額			+ 1,667	△ 21,667	△ 61,667	△ 51,667	△ 21,667

別添資料P15

国の特別職の俸給月額等の状況

国家公務員の特別職及び指定職の俸給月額並びに国会議員の歳費等の状況は以下のとおりです。

別添資料 P17

○主な特別職の俸給月額等の状況

- ・ 内閣総理大臣
俸給月額 : 2,010,000円 (H6 → H29 Δ 8.97%)
俸給月額+地域手当 : 2,412,000円 (H6 → H29 Δ 2.47%)
- ・ 国务大臣等
俸給月額 : 1,466,000円 (H6 → H29 Δ 9.00%)
俸給月額+地域手当 : 1,759,200円 (H6 → H29 Δ 2.50%)
- ・ 内閣法制局長官等
俸給月額 : 1,406,000円 (H6 → H29 Δ 8.88%)
俸給月額+地域手当 : 1,687,200円 (H6 → H29 Δ 2.37%)

○主な指定職の俸給月額等の状況

- ・ 事務次官
俸給月額 : 1,175,000円 (H6 → H29 Δ 8.91%)
俸給月額+地域手当 : 1,410,000円 (H6 → H29 Δ 2.41%)
- ・ 警視総監
俸給月額 : 1,107,000円 (H6 → H29 Δ 9.11%)
俸給月額+地域手当 : 1,328,400円 (H6 → H29 Δ 2.62%)

○国会議員の歳費の状況

- ・ 衆参両院議長
歳費月額 : 2,170,000円 (H6 → H29 Δ 1.72%)
- ・ 衆参両院副議長
歳費月額 : 1,584,000円 (H6 → H29 Δ 1.68%)
- ・ 国会議員
歳費月額 : 1,294,000円 (H6 → H29 Δ 1.75%)

前回（平成5年度）の改定の考え方

一般職の改定状況及び東北各県知事等との均衡を重視

① 一般職の累積改定率により改定額を算定

直前の改定以降の期間（2年間）の一般職の改定率を乗じた額を算定。

	H 4	H 5	➡	累積改定率	4.85%
改定率	2.87%	1.92%			

<算定内容>

知事	1,210,000円	⇒	1,270,000円	(+60,000円	≒	1,210,000 × 4.85%	1万円未満切上げ)
副知事	920,000円	⇒	970,000円	(+50,000円	≒	920,000 × 4.85%	1万円未満切上げ)
議長	860,000円	⇒	910,000円	(+50,000円	≒	860,000 × 4.85%	1万円未満切上げ)
副議長	770,000円	⇒	810,000円	(+40,000円	≒	770,000 × 4.85%	1万円未満切上げ)
議員	740,000円	⇒	780,000円	(+40,000円	≒	740,000 × 4.85%	1万円未満切上げ)

② 東北各県との均衡を考慮

算定結果が東北各県との均衡がとれている（岩手県、秋田県及び山形県と同額）ことから、その額を改定後の額とする。

県名	知事	副知事	議長	副議長	議員
青森県	1,210,000 ↓ 1,270,000	920,000 ↓ 970,000	860,000 ↓ 910,000	770,000 ↓ 810,000	740,000 ↓ 780,000
岩手県	1,270,000	970,000	910,000	810,000	780,000
宮城県	1,230,000	950,000	950,000	840,000	770,000
秋田県	1,270,000	970,000	910,000	810,000	780,000
山形県	1,270,000	970,000	910,000	810,000	780,000
福島県	1,230,000	950,000	900,000	810,000	770,000

※岩手県は本県と同年度に左の額に増額改定

※宮城県は次年度に増額改定（知事：1,310,000円）

※福島県は次年度に増額改定（知事：1,290,000円）

知事の給料等の改定の考え方【例①】

【改定例】 前回改定と同様に、一般職の改定状況及び東北各県知事等との均衡を重視することとした場合

① 一般職の累積改定率により改定額を算定

	H 6	...	H29
改定率	1.16%	...	0.14%



累積改定率	1.45%
-------	-------

※ 通常の給与改定に伴う改定率のみ累積

<算定内容>

知 事	1,270,000円	⇒	1,290,000円	(+20,000円	≒	1,270,000 × 1.45%	1万円未満切上げ)
副知事	970,000円	⇒	990,000円	(+20,000円	≒	970,000 × 1.45%	1万円未満切上げ)
議 長	910,000円	⇒	930,000円	(+20,000円	≒	910,000 × 1.45%	1万円未満切上げ)
副議長	810,000円	⇒	830,000円	(+20,000円	≒	810,000 × 1.45%	1万円未満切上げ)
議 員	780,000円	⇒	800,000円	(+20,000円	≒	780,000 × 1.45%	1万円未満切上げ)

② 東北各県との均衡を考慮

前回改定当時と東北各県の状況が変わっていることから、「東北各県との均衡」の考え方について整理する必要があります。

県名	知 事		副知事	議長	副議長	議員	
	H 5年度改定時からの動向	H29					
青森県	/		1,270,000	970,000	910,000	810,000	780,000
			↓	1,290,000	990,000	930,000	830,000
岩手県	1,270,000 → △40,000 (△3.1%) →		1,230,000	950,000	890,000	800,000	770,000
宮城県	1,230,000 → +80,000 (+6.5%) →		1,310,000	1,020,000	1,020,000	910,000	840,000
秋田県	1,270,000 → △60,000 (△4.7%) →		1,210,000	930,000	910,000	810,000	780,000
山形県	1,270,000 → △58,000 (△4.6%) →		1,212,000	933,000	867,000	774,000	746,000
福島県	1,230,000 → +90,000 (+7.3%) →		1,320,000	1,030,000	1,010,000	900,000	830,000

知事の給料等の改定の考え方【例②】

【改定例】人口類似団体（本資料P12参照）との均衡を重視することとした場合

◇ 人口類似団体の状況

	知 事	副知事	議長	副議長	議 員
青 森 県	1,270,000	970,000	910,000	810,000	780,000
類似団体平均 (本県を除く)	1,256,286	981,000	965,000	851,857	794,000
差 額	+ 13,714	△ 11,000	△ 55,000	△ 41,857	△ 14,000

＜改定方法① 平均額をそのまま本県の額とする＞

	知 事	副知事	議長	副議長	議 員
青 森 県 (改定後)	1,260,000	980,000	970,000	850,000	790,000
改 定 額	△ 10,000 (△ 0.79%)	+ 10,000	+ 60,000	+ 40,000	+ 10,000

＜改定方法② 知事の改定率（△0.79%）を他の特別職に適用する＞

	知 事	副知事	議長	副議長	議 員
青 森 県 (改定後)	1,260,000	960,000	900,000	800,000	770,000
改 定 額	△ 10,000 (△ 0.79%)	△ 10,000 (△ 1.03%)	△ 10,000 (△ 1.10%)	△ 10,000 (△ 1.23%)	△ 10,000 (△ 1.28%)

知事及び副知事の退職手当の状況

知事及び副知事には、退職手当が支給されます。

- ・ 退職手当額

退職時の給料月額（実支給額） × 支給割合 × 在職月数

- ・ 知事の退職手当の状況（H29. 4. 1時点）

手当額 $1,016,000 \times 80/100 \times 48\text{月} = 39,014,400\text{円}$ （全国11位、東北3位）

- ・ 副知事の退職手当の状況（H29. 4. 1時点）

手当額 $873,000 \times 50/100 \times 48\text{月} = 20,952,000\text{円}$ （全国19位、東北2位）

別添資料P23